

令和3年度 町民からのご意見・ご要望、及び回答内容一覧

No.	受付番号	受付日	行政区	件名	ご意見・ご質問等の内容	町からの回答
1	1	8月2日	長塚二	—	(知人が)双葉町の避難指示解除区域に住所があり、NHKの受信料を請求され、不公平だと感じている。町から何らかの働きかけはできないものか。	NHK受信料については、災害時に支払いを減免する制度があり、原子力発電所事故により避難指示解除されない区域は免除されています。一方で避難指示が解除された区域は制度上、免除されなくなり、NHKから受信料を請求されることになります。町としては、一部区域が避難指示解除される際に国と相談しましたが、制度の改正には至っていません。
2	2	8月3日	下条	—	特定復興再生拠点全域【処分区域】の555haの除染は完全に終わったのか求めます。尚、新山地区の営農再開はしていません。(※原文ママ)	双葉町の特定復興再生拠点区域の除染作業は約9割が完了しております。引き続き同意取得のうえ、除染を進めていくよう国に求めてまいります。
3	2	8月3日	下条	—	私の居住地等はいつ頃、除染終了したのか求めます。(※原文ママ)	環境省による除染は、地権者様等からの同意取得のうえに除染作業を行っています。貴殿の居住地について確認したところ、まだ除染は着手しておりませんでした。よろしければご連絡先を環境省に提供させていただき、ご連絡を差し上げるようにさせていただきます。
4	2	8月3日	下条	—	国が認めた双葉地区住民はハイリスク群にどうように対応しているのか求めます。(※原文ママ)	ご質問の趣旨が分からないため回答を差し控させていただきます。
5	2	8月3日	下条	—	覆水盆に返らずにどう対応するのか求めます。(※原文ママ)	ご質問の趣旨が分からないため回答を差し控させていただきます。
6	2	8月3日	下条	—	私たちは年間20mSvの線量を超えなければ被害はないかのような一方的な線引きを許されない、子供たちをはじめ全ての人の生命、健康被害がないのか、安全なのかを求めます。(※原文ママ)	原子力災害対策本部では、避難指示及び避難指示解除については、当時の原子力安全委員会の意見を受け、国際放射線防護委員会(以下「ICRP」)の勧告における参考レベルの幅である年間20～100ミリシーベルトのうち、最も厳しい値である年間20ミリシーベルトを参考にして避難指示を実施しています。避難指示は、居住の権利を奪うという強い権利制限を伴う行為であることから、避難指示解除の基準も同様に年間20ミリシーベルトを用いています。原子力災害対策本部は、ICRPの考え方を基本に放射線防護の措置を講じてきました。避難については、事故直後は発電所半径20kmの地域の住民に対して避難を指示するとともに、半径20km以上については、年間被ばく線量が20ミリシーベルト以上になる恐れのある地域を計画的避難区域に設定しています。 東京電力福島第一原子力発電所の状況が改善しつつあることから、平成23年8月、原子力災害対策本部長が原子力災害特別措置法第20条5項に基づき、原子力安全委員会(当時)に、区域の見直しを含めた緊急事態応急対策を実施すべき区域の在り方及びその区域内の居住者等に対し周知させるべき事項について意見を求めます。 また、内閣官房に設置された低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループでも検討されています。 原子力災害対策本部は平成23年12月、原子力安全委員会の解除に関する考え方、そして低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループの報告書を踏まえ、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示解除区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について」を決定しました。 平成24年3月、原子力災害対策本部は「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」を決定し、同日以降、改正前原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づき、区域の見直しについて公示し、同法第20条第3項に基づき、市町村長へ指示しています。 なお、政府は長期目標として、個人の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指しており、その実現に向けて総合的・重層的に放射線防護策を講じていくとしています。

7	2	8月3日	下条	—	私は原子力災害特別措置法第15条が発出され、放射性物質放出停止、原子力緊急事態宣言解除となっている。避難指示の解除はどこから持ってきたのか、物理的に解除の要件は解決されているのか、放射能が止まっていないのに避難指示の解除ができないことは言うまでもないことである。野田総理は事故収束発言しましたが、東電の常務は収束していませんと言っているので説明を求めます。(※原文ママ)	東京電力福島第一原子力発電所は、その敷地境界周辺では水も大気も常に監視しているところです。放射性物質や放射線の放出が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律上の規制レベル(年間1ミリシーベルトを満足する気体放出による評価値:30マイクロシーベルト/年)に回復(2021年9月における東京電力福島第一原子力発電所1〜4号機原子炉建屋からの追加的放出量の評価:年間0.05マイクロシーベルト未満)していません。 避難指示は、原子力緊急事態宣言後に行う緊急事態応急対策のひとつですが、その解除は原子力災害対策特別措置法第20条2項に基づき、原子力災害対策本部で決定した、避難指示解除の3要件が充足された地域において行うものです。 なお、原子力緊急事態宣言の解除は原子力災害対策特別措置法第15条4項において、内閣総理大臣が原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときに行うものであり、原子力緊急事態宣言が解除されていなくても、緊急事態応急対策である避難指示の解除は可能と考えています。
8	2	8月3日	下条	—	線量より土壌汚染はどうなっているか求めます。(※原文ママ)	宅地や農地の土壌除染は、表土をはぎ取ったうえで放射性物質に汚染されていない資材を用いて覆土を行っております。放射線量等検証委員会において環境省から示されている特定復興再生拠点内の表面線量率(地上から1cmでの測定)の除染前後の変化から十分低減していることが確認できます。
9	3	8月5日	鴻草	—	鴻草の者です。双葉町の復興が遅きに失ってしまったことは、これまでの様々な経緯と事情によるものと思います。駅前を中心とした特定復興再生拠点区域の充実を優先させてきたことに対しても一定の理解はいたします。しかしながら、鴻草地区は極端に申し上げて、震災以降一向に復興の石錠が響きません。寺内迫の踏切を渡って浪江方面に向かうと倒壊した家屋が続きます。10年を過ぎて一息ついてしまったのか、火葬場の再生もあり往来も今後出てくるようですが、毎度行くたびにため息が出てしまいます。先ほど、倒壊住宅の解体工事に関し受付窓口で電話したところ、鴻草地区の受付は未定とのこと。隣町の浪江は解体はほぼ済んでいるのではないのでしょうか。特定復興再生拠点区域とそれ以外の地区の格差に関して、大きな失望を覚えます。国と連携してせめて解体工事のスピードを上げてくださいます様切にお願いいたします。(※原文ママ)	特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域の取扱いについてですが、令和3年8月31日に政府において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。この中では、住民の皆さまの帰還の意向を丁寧に把握したうえで、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うとあり、除染の手法・範囲について、十分に地元と協議しながら検討することとなっております。今後の解体工事の方針につきましても、国との協議のうえ、皆さまへお知らせいたします。
10	4	8月15日	長塚二	双葉海水浴場の立ち入り解除について	現在、双葉海水浴場は、中間貯蔵施設の中にあるらしいのですが、双葉海水浴場は双葉町民にとって心の古里であり一時帰宅した際には必ず立ち寄りた場所です。又、双葉町にとって大変大事な観光資源でもあります。出来れば特定復興再生拠点区域の避難指示解除と同時期くらいに立ち入りの事由な地区にしていただきたい。(※原文ママ)	双葉海水浴場は帰還困難区域内、かつ中間貯蔵施設整備区域内にあります。また、このエリアには、東日本大震災時の大津波の被害にあった「マリンハウスふたば」が現存しています。町としては、「マリンハウスふたば」を震災遺構としての活用を模索しているところです。中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則の改正など、「中間貯蔵」の区域の変更手続きが必要となることから、引き続き庁内及び関係機関と調整を続けてまいります。
11	5	8月15日	鴻草	農業再開に関し	鴻草は、まだ帰還困難区域ですが、営農再開(組合、法人等)を考えております。解除後、速やかな営農再開を進める上で今から出来ることを行いたいと考えております。進め方をご教示頂きたく、宜しくお願い致します。	町は、帰還意思の有無にかかわらず、国の責任のもと帰還困難区域全域の除染を求めています。一方、国においては、帰還困難区域のうち見通しの立っていない地域について、2020年代に希望する人が帰還できるよう、住民の意向を把握したうえで、必要な箇所を除染し、解除を進めるとの方針を示しています。鴻草地区は現時点で除染時期は未定となっておりますが、行政区単位で帰還の意思や営農再開の意思等を集約し、国に要望することで、早期の区域解除の可能性もあると考えています。

12	6	9月2日	郡山	町営住宅への要望	帰還を希望しているが自力での住宅確保は無理なので、町営住宅への入居を希望しております。しかし、復興住宅のような設計ではいままの魅力がありません。過去にとらわれず、誰もが入居したいと思えるような環境にある家を創造して下さい。創造できないのであれば、全国各地のリゾート施設や街づくりから探して下さい。(※原文ママ)	町は、双葉駅西地区に計86戸の災害公営住宅及び再生賃貸住宅の整備を進めています。これらの住宅は、「なりわい暮らし」、「おぎない合う暮らし」、「谷戸に抱かれる暮らし」をテーマに「双葉町の暮らしを取りもどすきっかけとなる場所」を目指して住まいの場や共用施設の整備を進めています。これまでの公営住宅のあり方にとらわれず、住む方が生きがいを感じられる住宅を目指しています。
13	7	9月17日	三字	日本一広い桜の山作りとゴルフ場建設について	特定復興再生拠点区域内と外の境目の山林に巨大な桜の山作りを提案する。特定復興再生拠点区域外の山林にはゴルフ場の建設を提案する。(※原文省略)	貴重なご意見を参考にさせていただきます。
14	8	9月28日	下条	町に対する忌憚の要求書	新山地区の中間貯蔵施設の予定地になっている土地を営農再開するには除染してくれますか(※原文ママ)	特定復興再生拠点区域外の方針についてですが、8月31日に政府において「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」が決定されました。しかし、中間貯蔵施設予定地内の除染方針につきましては現在検討中です。
15	8	9月28日	下条	町に対する忌憚の要求書	未曾有の原発事故は災害であるから風評被害という言葉は流布させたことについて(※原文ママ)	双葉町が風評被害という言葉は流布させたという事実はありません。
16	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	真の損害賠償は未だ終わっていない、避難指示解除した場合に町民は不利益を被ることはないのか(※原文ママ)	一般的には、避難指示の解除後は、他の地域と同様、宿泊を含む立入制限がなくなります。事業活動に関しても、公益的な事業、復旧・復興事業などに限らず、観光、宿泊等の事業が可能となります。食品に係る安全基準、営農に係る作付・出荷制限などの別途の基準を遵守することを前提に、避難指示が発出されていない他の地域と同様、居住や事業上の制限なく、通常の生活、事業活動が可能となります。個人に関する主な支援措置については、医療費等の免除については、国では見直しの具体的な内容や時期等については、引き続き各自自治体の意見も十分伺いつつ、厚生労働省と連携して検討を進めてまいりたいとのことですので、双葉町としても医療費等の免除について引き続き支援を受けられるように要望してまいります。高速道路の無料措置に関しては、NEXCOにより実施されていますが、当該措置の継続については、引き続き国へ要望してまいります。東京電力の賠償については、避難指示解除された他の自治体と同様の取り扱いになるものと考えております。
17	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	東電の第一原発、廃炉作業で40年という発言が独り歩きしているのではないかと(※原文ママ)	東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は、政府の廃炉・汚染水・処理水対策等関係閣僚会議で決定される「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップ」に基づいて廃炉作業を進めています。東京電力福島第一原子力発電所の着実な廃炉を進めることは、双葉町の東日本大震災及び原発事故からの復旧・復興を成し遂げるうえで、大前提となるものです。この中長期ロードマップに基づき、2041～2051年までの廃止措置終了を目指し、安全かつ着実に廃炉作業を進めていくこととしています。この中長期ロードマップは3期に分かれており、燃料プールから核燃料の取り出しが始まるまでとされた第1期は終了しました。次の第2期は溶け落ちた燃料、所謂「燃料デブリ」の取り出しが1号から3号機のいずれかで始まるとされるまでとされており、現在第2期にあたります。その後の第3期は、燃料デブリの取り出しが完了し、建屋が解体するなどすべての廃炉作業が終了するまでとされています。令和2年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、廃炉作業も遅れが生じており、燃料デブリの取り出しが1年程度の遅延で抑えるように作業を進めると聞いております。引き続き、予測の難しい困難な作業が発生することも想定されていますが、国が全面に立ってしっかりと進めて行くことを聞いております。
18	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	双葉町は復旧が終わり元通りに住めるようになったのか(※原文ママ)	現在、避難指示解除に向けて、環境省により地権者様のご同意をいただきながら、特定復興再生拠点区域内の除染、家屋解体を実施しているところです。また、町民の方々がふるさとでの生活が再開できるように、インフラの復旧や生活関連サービスの整備等に取り組んでおります。今後、準備宿泊された方々のご意見を伺うとともに、引き続き町民の皆さまのご要望やご指摘を踏まえながら、帰還環境の整備に取り組んでまいります。

19	8	9月28日	下条	町に対する 忌憚のない声の 要求書	深刻な事故【レベル7】線量が下がった、下がったとウソで騙しているのではないかについて(※原文ママ)	除染等の措置を行い放射線量は下がってきています。双葉町放射線量等検証委員会による検証結果の報告内容や資料、議事録等もHPに公表していますので、御覧ください。
20	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	セシウムを含んでいる農作物を食べさせられないのか(※原文ママ)	東京電力福島第一原子力発電所事故直後は、野菜などに放射性ヨウ素が検出されましたが、放射性ヨウ素は半減期が短いため現在は検出されていません。一方、放射性セシウムは、現在も基準値(飲料水10ベクレルパーキログラム、牛乳50ベクレルパーキログラム、乳幼児用食品50ベクレルパーキログラム、一般食品100ベクレルパーキログラム)が設定され放射性物質検査を実施しており、これを超える野菜や他の食材が市場に流通することはありません。※米は令和2年度からモニタリング調査へ移行しましたが、避難指示のあった12市町村は全量全袋検査が継続されています。双葉町でも自家消費野菜の放射性物質の測定検査が可能ですので、今後出荷制限等が解除され、町内で生産され、出荷される農産物にご不安な場合は、農業振興課までお申し出ください。
21	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	一営利企業に町が壊されたことについて(※原文ママ)	ご質問の趣旨が分からないため回答を差し控させていただきます。
22	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	中間貯蔵施設内の予定地の自然環境、動植物の保護を守らせなかったことについて(※原文ママ)	中間貯蔵施設については、国において当該施設による動植物に関する影響評価を行っており、「工事の実施や工作物の存在及び供用により、工事用地内の動物・植物の生息・生育地の一部は改変されますが、工事用地に出現した生物種は、いずれも工事用地を除く中間貯蔵施設区域及び区域周辺でも生息・生育が確認(文献による確認を含む。)されていることから、土地改変を必要最小限にとどめることで、動物・植物の個体群及び生態系への影響は最小化される」と評価されています。事前の現地調査により、動植物の保全対策が必要と考えられた場合には、保全対策を検討し、必要に応じて実施されていると承知しています。引き続き、必要な対策を実施するよう国に求めてまいります。
23	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	第一原発事故は起こるべくして起きた事故について	ご質問の趣旨が分からないため回答を差し控させていただきます。
24	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	事故前は0.05μSV以下であった、復旧し、元の生活をすることができるのか、個人線量計は必要なのか(※原文ママ)	令和3年9月6日に提出された双葉町放射線量等検証委員会の中間報告によれば、「特定復興再生拠点区域全域での放射線量の低減状況について、本委員会で検証した結果、準備宿泊するにあたっては、放射線量は十分低減していると判断する」とされています。同中間報告においては、特定復興再生拠点区域における除染の効果として、全地目平均では地表から100センチメートルの空間線量率が1.71マイクロシーベルトパーアワーから0.63マイクロシーベルトパーアワーに低減(低減率63%)と示されています。森林や道路の一部で空間線量率がまだ高いところもありますが、生活圏については、引き続き環境省によるフォローアップ除染を進めてまいります。なお、政府は長期目標として、個人の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指しており、その実現に向けて総合的・重層的に放射線防護策を講じていくとしています。なお、令和3年10月末までに特定復興再生拠点区域の約90%の除染が完了しています。双葉町では、個人線量計(Dシャトル)の貸与や、専門家と連携した健康不安に関する相談体制の整備等を行うことで、町民の皆さまの放射線不安へ対応してまいります。
25	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	町として双葉町仮設灰処理施設が2月の強い地震で被害を受けたが環境省にどのような要望をしたのか(※原文ママ)	環境省事業双葉町仮設灰処理施設については、令和3年2月の地震において、配管や天井等の損傷が確認され約1か月間処理を停止することとなりました。外部への影響がなかったとはいえ、町としては決して軽視すべきではないことから、環境省が町に説明に来た際、また中間貯蔵施設環境安全委員会の場において、災害対応を十分評価し現場の対策やマニュアルの見直し及び、透明性を確保した適切な情報共有などを要望しました。中間貯蔵施設の安全が確保されるよう引き続き、国に対し必要な対応を求めてまいりたいと思います。
26	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	町はジェネリック医薬品(後発医薬品)の活用を進めて身体を守ることをしないのか(※原文ママ)	ジェネリック医薬品は、先発医薬品の特許が切れた後に製造・販売される「先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、先発医薬品と同等の効き目がある」と認められた医薬品です。先発医薬品と比べて薬の値段が5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあるため、一人ひとりの自己負担や国民医療費の抑制にもつながります。町では広報紙において「ジェネリック医薬品」の活用及び医療費削減への協力をお願いしております。

27	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	町は汚染水を海洋放出させることをどう思いますか【ALPSのフィルタ破損】(※原文ママ)	令和3年10月10日に萩生田経済産業大臣が来町された際に、次の点で申し入れさせていただいております。 ・多核種除去設備等処理水(ALPS処理水)の取り扱いに係る基本方針が令和3年4月に決定され、梶山前大臣からは、安全性を確保し、徹底的な風評対策を行うことを大前提に海洋放出するとの説明を受けた。 ・この安全性の確保という点で、東京電力福島第一原子力発電所において、固体廃棄物の一時保管がずさんな管理が行われていることをはじめ、廃炉作業での作業トラブルが繰り返されている。 ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全かつ着実な実施が、大熊、双葉両町の住民帰還の大前提であることをあらためて認識し、監督官庁として、さらに踏み込んだ指導徹底を図っていただきたい。 ・あらためて、ALPS処理水等の適切な処分にあたっては、安全性の確保を大前提に、処分についての不安や懸念の払しょくのために、その取り組みの透明性を図ったうえで、国内外に科学的根拠に基づいた情報を広く発信し、わかりやすい広報に努め、国内外の理解醸成を図っていただくことが重要であると考えている。 さらに令和3年10月15日には、東京電力ホールディングス株式会社に対して、双葉町、双葉町議会及び大熊町並びに大熊町議会の連名であらためて東京電力へ廃炉に向けた取組に関する要求書を手交し、ALPSの排気フィルタに損傷がありながらも、当時公表せず、原因究明等の処置が行われなかったことなど、不祥事が続いていることから、不祥事の根絶と信頼の回復に全力で取り組むように要求しております。 (※この要求に対し、東京電力ホールディングス(株)から令和3年12月14日に回答がありました。町公式HPに掲載しておりますのでご覧ください。)
28	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	町の被ばく尿検査の実施について、理研分析センターの業者を変更してほしい(※原文ママ)	本検査は、実施体制や実績が安定しており、検査後の統計解析を十分理解していることが求められます。この検査は始まる前までは一般的な検査項目ではなく、現在でもできる機関は限られています。 理研分析センターはこれらの条件を満たし、事業開始からの蓄積データとの比較検討が可能であること、継続的で安定した業務の実施が期待できることから契約しているところですが、いただいたご意見を踏まえ、今後も検討して参ります。
29	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	平成25年3月10日執行、双葉町長候補者選挙公報には、いざわ史朗は町民、町議会と十分に話し合った上で、これからの施策に全力で取り組みます、とありますが町民を置き去りにしていること分かりますか(※原文ママ)	双葉町では、これまで町の重要施策である「復興まちづくり計画」などを策定する際に、町民による委員会やアンケートなどにより、より多くの町民の方のご意見を参考にして計画策定に取り組んでおります。また、定期的に町政懇談会や住民意向調査を実施するなどして町民の方のご意見をお伺いしております。
30	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	双葉町には民生委員がいるのか伺いたい(※原文ママ)	民生委員は、都道府県知事が市町村の民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて厚生労働大臣へ推薦し、厚生労働大臣が委嘱しております。 現在、双葉町では避難者の多い地区を中心に、16名の民生委員が、社会福祉の増進に努める活動をしております。
31	8	9月28日	下条	町に対する忌憚のない声の要求書	伊澤町長は町政懇談会で前井戸川町長から避難を指示し、私が継続して行っていることは事実と答えています。10年の証言の新聞記事と3期目の町長に立候補した時のインタビューでは前井戸川町長と町長職務代理者からも直接引き継ぎを受けていない。書類だけだと話している。引き継ぎなしのまま町民をだましての町政を行ってきたことを伺いたい(※原文ママ)	前任者からの事務引継について、当時、井戸川元町長は辞任されており、事務引継は町長職務代理者である元副町長から行われました。 一方で、ご指摘の「引継ぎが無かった」とする発言は、町長職務代理者から直接行われた事務引継では把握できなかった部分について、そのような表現になったものです。

32	9	9月28日	郡山	<p>(1)東京ホールディングス株式会社(以下東京電力という)への対応について</p> <p>町は東京電力に対し、2021年1月8日に「福島第一原子力発電所の廃炉、原子力損害賠償の完全実施及び復旧・復興への協力に関する要求書」を発出しているところですが、この中で町は、1. 廃炉関連で「報告及び改善策を町に説明すること」「処理・処分方法に関する目標工程を早期に示すこと」、2. 損害賠償関係で「早急かつ真摯な対応をすること」等、回答等を求めているがどのような回答・対応がありましたのか、教えていただきたい。また、廃炉作業においては安全着実な取組みを求めていること、放射能廃棄物の取扱いについては町の復興や住民の帰還に支障をきたすことの無いよう、安全かつ確実な保管・管理を徹底すること、そして処理・処分方法に関する目標工程を早期に示すこと、等求めているが、その後、どのような対応があったのか教えていただきたい。</p> <p>最近の東京電力の対応はひどい一言に尽きる。そのような中、町は東京電力に対し、どのように対応をした(する)のか教えていただきたい。(※原文ママ)</p>	<p>要求書の手交後に当時の東京電力福島復興本社の大倉代表より、社に持ち帰りしっかり取り組ませていただくとの返事をいただいています。また賠償についても、消滅時効については完成したとしても決してそこで打ち切ることのないよう、しっかりと一人ひとりに対応していきたいとの返事をいただいています。</p> <p>ご質問の要求書の廃炉関連の1(2)については、回答をいただいておりますが、随時、状況の報告を受けております。原子力損害賠償関係の2(1)は実施を要求しています。</p> <p>廃炉関連の1(4)については、政府の廃炉・汚染水・処理水対策等関係閣僚会議で決定される「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップ」に基づいて廃炉作業を進めています。そのロードマップでは、主な目標工程のみの記載となっており、将来的な処分、処理方法についてはまだ示されておりません。</p> <p>なお、令和3年10月15日には、双葉町、双葉町議会及び大熊町並びに大熊町議会の連名であらためて東京電力へ廃炉に向けた取組に関する要求書を手交し、燃料デブリ等の処分について、早期に方向性を示すうえで適切に処分することを求めたところです。</p> <p>(※この要求に対し、令和3年12月14日に東京電力ホールディングス(株)から回答がありました。町公式HPに掲載していますので、ご覧ください。)</p>
----	---	-------	----	---	--

33	9	9月28日	郡山	(2)町への帰還について	<p>町は2022年春頃を目指し、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指して準備作業を進めていることですが、双葉町放射線量等検証委員会(2021.7.29開催)の調査結果でもまだまだ放射線量(一般人の実行線量は年間1mSv)が高いのにも関わらず、また、(1)でも述べているように町から約3kmしか離れていない東京電力福島第一原発内ですさんな管理・各種問題があり町内にも少なからず影響があると思われるにも関わらず、なぜ早期の町民の帰還を進めるのですか、また町民の健康は守れるのですか、教えていただきたい。(※原文ママ)</p>	<p><b>【放射線量】</b> 令和3年9月6日に提出された双葉町放射線量等検証委員会の中間報告によれば、「特定復興再生拠点区域全域での放射線量の低減状況について、本委員会で検証した結果、準備宿泊するにあたっては、放射線量は十分低減していると判断する」とされています。 同中間報告においては、特定復興再生拠点区域における除染の効果として、全地目平均では地表から100センチメートルの空間線量率が1.71マイクロシーベルトパーアワーから0.63マイクロシーベルトパーアワーに低減(低減率63%)と示されています。 森林や道路の一部で空間線量率がまだ高いところもありますが、生活圏については、引き続き環境省によるフォローアップ除染を進めてまいります。 なお、政府は長期目標として、個人の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下となることを目指しており、その実現に向けて総合的・重層的に放射線防護策を講じていくとしています。</p> <p><b>【廃炉関係】</b> 東京電力ホールディングス株式会社に対しては、令和3年2月の福島県沖地震における不十分な情報公開や、柏崎刈羽原発での核防護に関する不適切な対応、ALPS排気フィルタの損傷、固体廃棄物保管の不十分な管理などにより、不信感が高まっている状況にあります。 東京電力福島第一原子力発電所の着実な廃炉を進めることは、双葉町の東日本大震災及び原子力発電所事故からの復旧・復興を成し遂げるうえで、大前提となるものです。双葉町が前に進んでいる中、ご指摘のような不祥事が発生していることは、憤りを禁じえません。 一方で事故炉である東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を長期化させることは避けなければなりません。今後、廃炉を進めていくには、安全の確保が大前提であり、東京電力は町民の方々をはじめ、国民の信頼を回復することに全力で取り組む必要があると考えています。 令和3年10月15日には、双葉町、双葉町議会、大熊町及び大熊町議会の連名であらためて東京電力へ廃炉に向けた取組に関する要求書を手交し不祥事の根絶と信頼の回復を要求いたしました。 町としては、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会において、関係自治体とともに東京電力の廃炉の取り組みを注視してまいります。</p> <p><b>【健康被害】</b> 国際的な合意に基づく科学的知見によれば、放射線による発がんリスクの増加は、100ミリシーベルト以下の低線量被ばくでは、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいと言われております。 国は、特定復興再生拠点の避難指示解除後、住民の居住が可能となることを前提に、住民の被ばく線量を低減し、不安に一層きめ細かく応えるなどの対策について、自治体等の意向を踏まえながら、総合的・重層的に講じるとしています。 避難指示解除の要件である空間線量率年間20ミリシーベルトは解除基準であり、それ自体で安全かそうでないかの基準ではありません。そして、人によって許容できる範囲は異なるものと考えております。 健康リスクの観点からも放射線の確率的影響を下げるために、例えば別なところに行くなど精神的・経済的に負担をかけるなど別なリスクを上げるようなことは、健康管理の観点からはいいやり方ではなく、前述したバランスのとれた施策を行うべきと考えております。</p>
34	9	9月28日	郡山	(3)生活サポート補助金について	<p>これまで年度ごとに交付されておりました生活サポート補助金について、議会質問でも「今の町の財政では一括では出せない」との回答でしたが、5年分一括で交付できるようになったのはどのような財源確保ができたのでしょうか、教えていただきたい。(※原文ママ)</p>	<p>令和2年度に東京電力ホールディングス株式会社から支払われた東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償金を財源に充てております。</p>

35	9	9月28日	郡山	(4)住民意向調査について	<p>毎年、町・県・国の三者による住民意向調査がアンケートにより実施され、結果の速報値・詳細についてはフィードバックされているが、町民がどのような気持ちで記入されているか等についてのフォローはない。また、結果はどのように活用されているかについての広報もない。このままでは情性が働くのではないか。</p> <p>例えば「帰らない」と「帰れない」では全然違う。アンケートのみではなく、直接町民との触れ合いも必要ではないか。まず、アンケート結果の活用の詳細を教えてください。(※原文ママ)</p>	<p>毎年実施しております住民意向調査の結果は、町が策定する「復興まちづくり計画(実施計画)」など、町が施策を検討する際の重要な基礎資料として活用しております。具体的には双葉駅西地区に整備される災害公営住宅等の整備戸数を判断する際に活用したり、避難生活において町民の方がどのような支援を求めているのかなどについて活用しております。</p> <p>直接町民の方と懇談する場については、毎年、町政懇談会を開催するほか、行政区長会や行政区総会・懇談会に町長が参加するなど、できるだけ多くの町民の方のご意見を直接伺う機会を設けております。</p>
36	10	9月30日	郡山	—	<p>1. 伊澤史朗町長は、元井戸川克隆双葉町長から町務の引継ぎが無いとメディアで発言したが、事実ではない。この報道の前に元副町長から、それぞれ町務の引継ぎを町当局へ打診したが断られていることをご存知のはず。なぜ、町務の引継ぎが無いと虚偽発言をしたのかメディア上で説明しなければならない。(※原文一部修正)</p>	<p>前任者からの事務引継ぎについて、当時、井戸川元町長は辞任されており、事務引継ぎは町長職務代理者である元副町長から行われました。</p> <p>一方で、ご指摘の「引継ぎが無かった」とする発言は、町長職務代理者から直接行われた事務引継ぎでは把握できなかった部分について、そのような表現になったものです。</p>
37	10	9月30日	郡山	—	<p>2. 伊澤史朗町長は、町の災害対策本部長であるので、事故時の《*災害対策基本法第一条、第二条十の口、第三条、第四条、第五条、第九条の一 *原子力災害対策特別措置法第一条、第二条の一、二、三の六、第三条、第四条、第五条、第七条、第八条、第十条、第十二条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十六条、第三十条、第三十一条、第三十二条、*核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第一条中にある「公共の安全を図るために」、*実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第十六條保安規定並びに第十六條の二、*実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度等を定める告示第一条、第三条中の実効線量は1シーベルト、第五条の別表第1、別表第2、第九条、*放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律第一条、第二十四条(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)、*原子力損害の賠償に関する法律(天下の悪法の見本)特に第一条、第三条、第十八条、*電離放射線障害防止規則第一条、第二条、第三条、第八条、第二十六条、第五十四条、第五十五条、第五十六条、*電気事業法第一条、第四十二条、*電気事業法施行規則第五十条、第五十一条、別表第二(第六十二条、第六十五条関係)(平成十五経産令九十八・全改、～平成二十経産令三十一・一部改正)(三)原子力設備、*発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第二条九、十、二十、二十八、第四条1、2、3(B5bと云い、米国NRCは対策済みだった)、第五条、第八条、第八条の二、第九条、第九条の二、第十条、第十五条、第十六条から第二十四条の二、第二十六条、第二十七条、第三十二条三、四、五、第三十三条、*発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準第一条、第二条、第四条、第五条、第六条等について熟知されているものと理解しているので、ここに挙げた項目について、町災害対策本部長として、町民の生命、身体及び財産を原発事故に対して、双葉町長就任後どのようにされたのか、その進捗状況と対処済みについて町民に報告をされたい。(※原文ママ)</p>	<p>①災害対策基本法 ②原子力災害対策特別措置法 ③核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 ④実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 ⑤実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則に基づく線量限度等を定める告示 ⑥放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律 ⑦原子力損害の賠償に関する法律 ⑧電離放射線障害防止規則 ⑨電気事業法 ⑩電気事業法施行規則 ⑪発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 ⑫発電用原子力設備に関する放射線による線量等の技術基準等</p> <p>が列挙されていますが、法的に双葉町が主体となるのは①及び②、そして被害者としての立場としては⑦が該当するものと考えています。</p> <p>①については、最近の自然災害による改正、②については、東日本大震災前を含め東京電力福島第一原子力発電所事故後の教訓による法令改正が行われ、県の地域防災計画も修正されておりますので、町の地域防災計画も令和2年3月に修正したところです。令和3年度も見直しを進めております。</p> <p>また、②については、当該法に基づく原子力災害対策本部長の指示により、平成25年5月に警戒区域から帰還困難区域、避難指示解除準備区域への区域再編、令和2年3月には避難指示解除準備区域及び帰還困難区域の一部(JR双葉駅周辺等)の避難指示を解除しました。</p> <p>⑦については、東京電力ホールディングス株式会社に対して東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償を請求し、一部賠償金が支払われております。</p> <p>一方で⑦で設置されている原子力損害賠償紛争審査会は平成25年度以降令和3年度までに23回行われており、双葉町へは6回の視察が行われ、その際に要望書を手交し、いわゆる「中間指針」の見直しを引き続き求めているところです。</p>



38	10	9月30日	郡山	3.双葉町が忘れてはならないこと、知っておかなければならないことについて	<p>(1)双葉町地域防災計画 原子力災害対策計画の存在を忘れることは、町民を裏切ることになる。双葉町災害対策本部は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下「以下本件事件」という)において、防災訓練の成果を無視して、事故時の主役である双葉町等発電所周辺自治体を事故対応から排除して、従来にはなかった官邸主導という、素人政治家が地元の実情を無視して、あり得ない組織を乱立させ、ウソと偽装を重ねたことは、傷害事件と呼ぶにふさわしいものである。このまま虚偽に追従することは、即ち、町民の人権を滅却させてしまう恐れがあるので、町と町民を守るために双葉町災害対策本部があると考えているので、尽力されることを願っている。</p> <p>(資料)以下、省略。全文は住民生活課長に渡してあるので、参照願いたい。双葉町が受けた損害は、事故対応から排除されて、事故時の体制を取ることができなかったこと。原子力災害マニュアルに反して、発電所周辺自治体の情報を得る権利、住民を適時、的確に守ることを阻まれ、合議の機会を奪ったことにある。これを、私は発電所事故に伴う「双葉町破壊事件」と考えている。この考えを伊澤町政はどの様に考えているのか示していただきたい。(※原文ママ)</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>
39	10	9月30日	郡山	3.双葉町が忘れてはならないこと、知っておかなければならないことについて	<p>(2)安全確保協定上の過誤・欠落の追及について この協定書は規制権限のない双葉町にとって、東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して、唯一の規制義務となり得る重要な協定である。従って、本件事件の発生原因の一つである「津波地震情報」を隠蔽していたことは、双葉町及び双葉町民の「生命・身体」を脅かし、しかも生活する場をも奪ってしまった。情報隠しによる傷害事件及び、事故後に真相を隠し、本当の損害を弁償しないよう企んで、僅少の賠償しか支払わないことは詐欺に当たることまで行っている。この為、双葉町災害対策本部は不当な取引に応じることは、ないようにしなければならない。</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>
40	10	9月30日	郡山	3.双葉町が忘れてはならないこと、知っておかなければならないことについて	<p>(3)平成22年度福島県原子力行政のあらまし 我々は本件事件において、ここに記載されていることを忘れてはいけない。本書には、福島県が県民に約束していることが詳細に記されている。我々福島県民は、本件事件後において、様々な妨害行為を福島県から受けているが、その詳細はこれに照らせばおのずと見えてくる。本件事件後において、福島県が行ったことは何か、怠ったことは何かが一目瞭然であるので、双葉町災害対策本部は詳細に検証して、町民が受けた被害を洗い出し、町民の不満を解消すべきである。(※原文ママ)</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>

41	10	9月30日	郡山	<p>3.双葉町が忘れてはならないこと、知っておかなければならないことについて</p> <p>(4)平成17年12月役場に持参した原子力保安検査官資料 以下の資料は、平成17年12月、当時の福島第一原子力保安検査官が町長就任間もない忙しい時に役場に来て説明された資料。従って、原子力安全・保安院の仕事が、この通りやっていると、今回の事故は起きなかったのである。今回の事故は彼らの人災によるものと受け止めている。</p> <p>※「原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めていますが、これに加えて国では0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏洩しないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務付けています。(資料より抜粋)」この部分が重要である。本件事件と呼んでいることは、これを忘れたふりをして20ミリシーベルト以下という虚構の数値を福島県民に強制しているが、私が双葉町災害対策本部長でいる間は、認めたことはなかった。賠償の説明会で、この数字の根拠を説明者(おそらく原子力安全・保安院の者)に求めても明確な説明ができなかった。しかも、説明者にあなたと家族が先に住んで示さないというと、顔を赤らめながら家族と相談しないと答えられないと忌避した。それでは、今度会うときまで相談しておきなさいと言って、再会した時、あの話はどうしたと聞くと、まだ聞いていませんと答えられなかった経緯があることを双葉町は忘れてはいけない。</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>
42	10	9月30日	郡山	<p>3.双葉町が忘れてはならないこと、知っておかなければならないことについて</p> <p>(5)平成20年9月10日 13:15~15:10 耐震バックチェック説明会資料 (※原文ママ)</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>

43	10	9月30日	郡山	<p>(6)平成20・22年原子力総合防災訓練          ビスマルクが残した言葉に、「歴史から学ぶ賢者・経験から学ぶ愚者」というものがあることは、ご存知だと考えて、以下に示す図は平成20年度原子力総合防災訓練が福島第一原子力発電所3号機の事故を想定して、大熊町会場で行われた時の映像から抜粋したもの。          この時使われた「事故シナリオ時刻」では、事故の収束を放射性物質放出停止の後と記されている。この防災訓練は福島県で初めて国主催のシナリオで行われた、この時の閉会式で、双葉町災害対策本部長は、講評を述べていた。          さて、事故の収束について、語っておかなければならない。それは2011年12月16日発電所周辺自治体と何も協議をしないで、突如、野田総理は本件事件の収束宣言を発出した。町長就任以前、危機管理を生業としていた私は、これを偽装だと考え、翌年3月7日、安全確保協定に基づいて、本件事件の現場に赴いた。同行者は町職員だった。重要免震棟入り口で、常務と所長が出迎え、案内されて、小部屋に入った。この時、数名の社員たちが同室していた。検査の内容は事前には知らせず、ここで常務に「事故の収束」を尋ねた。すると、あっさりと「収束はしていません」と答えた。私は、町長就任以前、公共事業の検査資料づくりから、検査に立ち会っていたので、検査項目などは熟知していた。「収束しています」と答えたら、先ず、検査調書の提示を求め、法的根拠、検査者の資格等を調べるつもりでいたが、あっさりと「していません」と、双葉町災害対策本部長に答えたので、双葉町災害対策本部長はここで「収束していない」事を確認した。この時ビデオ撮影しているのが記録に残っている。          野田総理は虚偽答弁していたのだ。従って、正式な事故の収束は未だ実現していないことをご報告しておきます。</p> <p>平成22年度原子力防災訓練は県主催で、双葉町会場を中心としたものである。メディアはどうして本件事件において、このような訓練のシナリオが生かされていないのか知りながら、報道しないのか不思議でならない。</p> <p>これは双葉町民に配布された原子力防災訓練の資料である。(※資料参照)          本件事件を事件と呼ぶ所以はここにある。このような経験を無いものにして、事実を知るものが口を噤んでいる現実の間違いであり、任に背く行為の背任にあたるかと考えている。どうして福島県はこの経験を本件事件で生かさなかつたのか不思議でならない。もしかして、平成17年1月の「福島県沿岸市町村津波避難計画策定の手引き」の41、42頁において、新地町の想定最大津波水位を1.8～1.9m(A)、2.0～2.4m(B)としていたことが間違いだったと知られてしまうことを恐れたのかと考えている。ちなみに、双葉町では、3.3m(A)、3.8m(B)とされていた。これで浜野地区の住民たちは津波被害を避けられなかったことが発覚されてしまうことを恐れて、本件事件の隠ぺいに至つたのかと疑いと持っている。(※原文一部修正)</p>	<p>当時の野田内閣総理大臣の東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言については、平成23年(2011年)12月に原子炉の状態を評価した結果、安定的に原子炉が冷却されている状態、いわゆる冷温停止状態の達成を確認したものと聞いています。          なお、東京電力福島第一原子力発電所は現在でもその冷温停止の状況に変わりはありません。また、原子力災害対策本部において、引き続き緊急事態応急対策が講じられていますので、原子力災害対策特別措置法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言は未だなされていません。</p>
----	----	-------	----	---	--

44	10	9月30日	郡山	<p>3.双葉町が忘れてはならないこと、知っておかなければならないことについて</p>	<p>(7)官邸における平成22年原子力防災訓練の映像では、平成22年10月21日、静岡県御前崎市浜岡原子力発電所総合防災訓練の時、官邸における映像。菅直人総理大臣が経産大臣から「緊急事態宣言(案)」を受け取る映像。官邸地下の危機管理センターのテレビ画面。菅総理はこの場で「原子力緊急事態宣言」を発出した。同時に、発電所周辺地域への情報提供を促した。原子力事故に関する情報を止めるとは言っていなかった。官邸地下の危機管理センターのテレビ画面を使うことになっていた。</p> <p>菅総理は、著書「東電福島原発事故総理大臣として考えたこと」では、原発事故に対して、何も備えがなかったと至る所に記しているが、ここに映っているのは、原子力災害対策マニュアルに沿った対応をしている姿である。著書の通りであれば、ここに映っている写真の説明がつかない。従って、菅総理は本件事件ではウソをつき、国民を騙したのである。法と秩序を乱し、混乱を招き、被害者たちを救済せずにお笑いをお演じたのである。このことに起因する被害は天文学的な数字になり、この被害の賠償はまだであることを多くの国民は共有しなければならない。(※原文ママ)</p>	<p>(菅元内閣総理大臣の著書でのお考えは分からないが、)国としては、東京電力福島第一原子力発電所事故の際、原子力災害対策マニュアルや関係法令等の趣旨・目的も踏まえ、事故の状況に応じた対応を行ったと聞いています。</p> <p>しかしながら、国会事故調査報告書、政府事故調査報告書などにおいて、自然災害と原子力災害の複合災害への備えを欠いていたことなど、様々な指摘を受けており、こうした反省と教訓を踏まえた対応や取り組みが不断に行われていくべきものと考えています。</p>
45	10	9月30日	郡山	<p>3.双葉町が忘れてはならないこと、知っておかなければならないことについて</p>	<p>(8)葬られていた津波対策法案 平成22年にこの法律が施行されていたら、事態は変わっていた。ここでも、民主党政権の過誤があったので、東電の事故が起きてしまったと考えられる。</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>

46	10	9月30日	郡山	4. 先進事例	<p>(1)JCO臨界事故 1999年9月30日に起きたJCO臨界事故から日本政府は、事故対応の中心は現場に置かなければならないことを学び、原子力災害対策特別法を採ったのである。この法律の要点は、現地に緊急事態対応拠点施設(オフサイトセンター)を造り、ここに国、県、立地自治体と事業者が集まり、住民の救助・避難をさせることに決まっていた(原災法第二十三条参照)</p> <p>しかし、本件事件では、この決まりを菅直人ら素人政治家たちが破り、発電所周辺自治体と住民を排除して、加害者側の都合の良いような対応を重ね、法外な被ばく限度を1<sup>mS</sup>/シーベルト以下から20<sup>mS</sup>/シーベルトという驚愕な数値をあたかも、当然の如く採って強制している。この為、過去から学ぶ意味において、東海村の実績を調べたら、このようなものが見つかった。われわれも、過去から学ぶ必要がある。(※原文ママ)</p>	<p>【原災法23条に基づく救助・避難について】 原子力災害対策特別措置法第23条により原子力災害合同対策協議会が組織され、関係機関から職員が参集することになっていましたが、一部省庁の職員、福島県及び大熊町以外は参集できなかったと聞いております。今回のケースでは、上記の事情もあり、原子力災害合同対策協議会で避難指示案を検討することが困難であったため、政府等の関係者が集まり協議を行った上で、原子力災害対策本部長が避難指示を発出したものです。</p> <p>【避難指示解除の要件として、20ミリシーベルトの法的根拠】 原子力災害対策本部では、避難指示及び避難指示解除については、当時の原子力安全委員会の意見を受け、ICRPの勧告における参考レベルの幅である年間20～100ミリシーベルトのうち、最も厳しい値である年間20ミリシーベルトを参考にして避難指示を実施しています。避難指示は、居住の権利を奪うという強い権利制限を伴う行為であることから、避難指示解除の基準も同様に年間20ミリシーベルトを用いています。</p> <p>原子力災害対策本部は、ICRPの考え方を基本に放射線防護の措置を講じてきました。避難については、事故直後は発電所半径20Kの地域の住民に対して避難を指示するとともに、半径20K以遠については、年間被ばく線量が200ミリシーベルト以上になる恐れのある地域を計画的避難区域に設定しています。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の状況が改善しつつあることから、平成23年8月、原子力災害対策本部長が原子力災害特別措置法第20条5項に基づき、原子力安全委員会に、区域の見直しを含めた緊急事態応急対策を実施すべき区域の在り方及びその区域内の居住者等に対し周知させるべき事項について意見を求めています。</p> <p>また内閣官房に設置された低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループでも検討されています。</p> <p>原子力災害対策本部は平成23年12月、原子力安全委員会の解除に関する考え方、そして低線量被ばくリスク管理に関するワーキンググループの報告書を踏まえ、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示解除区域の見直しに関する基本的な考え方及び今後の検討課題について」を決定しました。</p> <p>平成24年3月、原子力災害対策本部は「警戒区域、避難指示区域等の見直しについて」を決定し、同日以降、改正前原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づき、区域の見直しについて公示し、同法第20条第3項に基づき、市町村長へ指示しています。</p> <p>なお、政府は長期目標として、個人の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指しており、その実現に向けて総合的・重層的に放射線防護策を講じていくとしています。</p>
47	10	9月30日	郡山	4. 先進事例	<p>(2)官邸情報を止める (7)に出てくる菅総理の指示とは真逆のことである。平成22年度の総合防災訓練では、官邸危機管理センターにおいて、「区域内の住民及び周辺住民に対して情報提供に努めることはもちろん、原子力事故に関する情報に注意すること」と話していたことと、真逆である。これは暴挙であり、背任という犯罪を犯して、住民の避難の妨害を招いた証拠である。(※原文ママ)</p>	<p>【(2)について】 政府としては、国民的関心の高まり等にも配慮し、必要な情報の公表に努めたと聞いています。</p> <p>ただし、政府の情報提供の仕方には、国会事故調査報告書、政府事故調査報告書等においても指摘を受けるところであり、こうした反省と教訓を踏まえ、万が一の原子力災害時に備えて、的確かつわかりやすい情報を迅速に提供できるよう、しっかりと取り組んでいくべきと考えています。</p> <p>【(7)について】 (菅元内閣総理大臣の著書でのお考えは分からないが、)政府としては、東京電力福島第一原子力発電所事故の際、原子力災害対策マニュアルや関係法令等の趣旨・目的も踏まえ、事故の状況に応じた対応を行ったと聞いています。</p> <p>しかしながら、国会事故調査報告書、政府事故調査報告書などにおいて、自然災害と原子力災害の複合災害への備えを欠いていたことなど、様々な指摘を受けており、こうした反省と教訓を踏まえた対応や取り組みが不断に行われていくべきものと考えています。</p>

48	10	9月30日	郡山	4. 先進事例	<p>(3)東電借金申し入れ 東電は海江田経産大臣からの ①賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること。 ②東京電力福島原子力発電所の状態の安定化に全力を尽くすとともに、従事する者の安全・生活環境を改善し、経済面にも十分配慮すること。 ③電力の安定供給、設備等の安全性を確保するために必要な経費を確保すること。 ④上記を除いて、最大限の経営合理化と経費削減を行うこと。 ⑤厳正な資産評価、徹底した経費の見直し等を行うため、政府が設ける第三者委員会の経営財務の実態の調査に応じること。 ⑥全てのステークホルダーに協力を求め、とりわけ、金融機関から得られる協力の状況について政府に報告を行うこと。 ①から⑥までの項目を受け入れたのだから、被害者に条件を付けることは出来ない。(※原文一部修正)</p>	<p>平成23年5月、海江田経済産業大臣(当時)から東京電力清水社長(当時)へ提示した文書により、「賠償総額に事前の上限を設けることなく、迅速かつ適切な賠償を確実に実施すること」が確認されております。 上記方針のもと、東京電力は、これまでに精神的な損害に対する賠償、土地・建物などの財物に対する賠償、農林水産業・商工業の営業損害に対する賠償など、総額10兆円を超える支払いを行っているものと承知しております。 また、原子力賠償の賠償に関する法律に基づく原子力損害賠償紛争審査会が設置され、その原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針として、いわゆる「中間指針」を定めています。 しかしながら、東京電力からは被害者からの損害賠償訴訟の中で「中間指針を超える賠償を認めるべきではない」とし、その理由の1つとして中間指針等を踏まえ、多数の和解が成立している現在、中間指針がはたしている役割は大きいということが挙げられています。 しかし、このような主張は、中間指針の「中間指針に明記されていない個別の損害が賠償されないとするものがないように留意されることが必要である」と明記されており、中間指針の精神に反しています。 町としましては、原子力損害賠償紛争審査会へ、このような主張がなされていることが事実であれば、しっかりと是正するように要望しているところです。</p>
49	10	9月30日	郡山	4. 先進事例	<p>(4)怪文書の出何処は経産省だった この文書は我々にとって非常に大切なことを語っている。国が我々双葉町民に対して、協議・合意のにもま、20<sup>2</sup>シーベルトという驚愕な数値で我慢をさせるといふ、非合法的に強制をする事件の本質を暴いたものである。 ここに書かれていることは歴史に残るものである。毎日新聞記者が追跡してつかんだ事実を代弁している。双葉町災害対策本部は本件事件の証拠として記録しておかなければならない。 虚偽文書作成同行使に当たる悪質なウソの塊を書いてある。 どうやらこの作文の主は、内閣府原子力被災者生活支援チームを創設させた福山哲郎、平野達男、仙谷由人、松下ら政治家と官僚の菅原らのようだ。何食わぬ顔をして、20<sup>2</sup>シーベルトという数値を作文し、避難解除の指示を出しているが、防災訓練、原災法並びに原子力災害対策マニュアルには存在していない幽霊組織である。 福島県庁は誰を守っているのか、県庁を構成しているのは県民なのだが、県民を虐待しているとか考えられない暴挙である。(※原文ママ)</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>
50	10	9月30日	郡山	4. 先進事例	<p>(5)上羽鳥の高線量記録 《1号機のベントによる放射能の流れ》 《1号機の高線量率》 福島県より受領した3月12日の上羽鳥地区の20秒間隔のモニタリングデータ 4, 613μSv/hという数字は、平常のバックグラウンド値0.05μSv/hの92, 260倍の高さである。 驚愕というか脅威というべきか、とにかく避難の遅れをさせた原子力災害対策本部の過誤・過失によるものである。これを傷害事件と呼んでいる。 (※原文ママ)</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>
51	10	9月30日	郡山	4. 先進事例	<p>(6)双葉町長が東電社長へ提出した要求書 東京電力はこれを無視している。(※原文ママ)</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>
52	10	9月30日	郡山	4. 先進事例	<p>(7)東電事故報告書から見る官邸の不当な情報介入の実態 本件事件の真相は、官邸が原災法並びに原子力災害対策マニュアルに反し、菅直人総理大臣らのパフォーマンスにより、現場と官邸に齟齬が生じさせられたことにより、大幅なロスタイムが生じてしまい、結果として双葉町民は「ハイリスク住民」とさせられた事件である。その証拠として東京電力株式会社の報告書の一部を、ここに提示した。この資料は正確さがあると判断している。双葉町災害対策本部は事故発生当初から、堂の外に置かれてしまい、手遅れが生じたために1号機のベントによる直接被ばくと、同じく爆発によって生じた粉塵による直接被ばくと吸引による被ばく及び、放射能被ばくを「させられた事件」と考えている。(※原文ママ)</p>	<p>貴重なご意見を参考にさせていただきます。</p>
53	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	<p>(1)双葉町は過去の歴史とどう向き合うのか。(※原文ママ)</p>	<p>ご質問の趣旨が分からないため回答を差し控えています。</p>

54	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(2)伊澤町政はなぜ仮の町を止めたのか。(※原文ママ)	平成25年に策定した「双葉町復興まちづくり計画(第1次)」では、「仮の町」という用語について、双葉町民の生活拠点・コミュニティ拠点の両方を含んだ言葉として「双葉町外拠点」としました。この町外拠点は、町民が安心して生活を再建することができ、町民のコミュニティを維持・発展させるための場であり、町民一人一人の選択も多様であることから、あくまでも選択肢の一つであるとしています。
55	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(3)最近のアンケート調査で帰れないと答えた町民に対し、町民の権利を担保するために、どのような対応をするのか。(※原文ママ)	毎年実施しております住民意向調査では、町へ「戻らない」と回答された方に対して、戻らないと決めている理由や今後の生活において必要な支援などについて回答を得ています。これらの回答内容を精査しながら必要な施策の検討を進めてまいります。
56	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(4)避難解除は発電所からの放射線の放出が止まってからということになっていたが、まだこれからも続くので、どの様に考えているのか。(※原文ママ)	東京電力福島第一原子力発電所は、その敷地境界周辺では水も大気も常に監視しているところです。放射性物質や放射線の放出が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律上の規制レベル(年間1ミリシーベルトを満足する気体放出による評価値:30マイクロシーベルト/年)に回復(2021年9月における東京電力福島第一原子力発電所1~4号機原子炉建屋からの追加的放出量の評価:年間0.05マイクロシーベルト未満)していません。 避難指示は、原子力緊急事態宣言後に行う緊急事態応急対策のひとつですが、その解除は原子力災害対策特別措置法第20条2項に基づき、原子力災害対策本部で決定した、避難指示解除の3要件が充足された地域において行うものです。 なお、原子力緊急事態宣言の解除は原子力災害対策特別措置法第15条第4項において、内閣総理大臣が原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときに行うものであり、原子力緊急事態宣言が解除されていなくても、緊急事態応急対策である避難指示の解除は可能と考えています。
57	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(5)避難指示解除は個人の権利を左右するものなので、ひとり一人から同意書をとらなければならないと考えるがどのようにするのか。(※原文ママ)	原子力災害対策本部長による避難指示は、原子力災害対策特別措置法第15条第2項第1項に基づく緊急事態応急対策を実施すべき区域について設定され、区域再編は改正前原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づき、原子力災害対策特別措置法第15条第2項第1号及び第3号に掲げる事項を変更する旨の公示がなされるとともに、緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるとして、改正前原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、関係市町村長に対してその旨の指示が行われました。 避難指示は、原子力緊急事態宣言後に行う緊急事態応急対策のひとつであるが、その解除について、改正前原子力災害対策特別措置法第20条第5項及び原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、原子力災害対策本部で決定した解除の3要件が充足された地域において行うもの。 具体的には、 ①空間線量率で推定された積算線量が年間20ミリシーベルト以下 ②日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること ③県、市町村、住民の方々との協議 の3点の要件が概ね充足することになれば、原子力災害対策本部において避難指示区域の解除が決定されます。なお、避難指示解除により、帰還を強制するものではありません。

58	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(6) 帰れない町民の処遇と補償はどのように考えているのか。(※原文ママ)	避難指示が解除されても、さまざまな理由ですぐには帰還できない、または帰還をしないという町民の方々もいらっしゃるものと考えております。 町としましては、平成30年12月に公表しております「避難指示解除に関する考え方」の中で、町民一人ひとりの選択に応じた支援に取り組むことをお示しております。 当面は帰還を見合わせる方には、生活再建支援策の措置等の暫時継続の要望、そして二地域居住をされる方への支援に取り組んでまいります。 帰還をしない町民の方には、町とのつながりは保ちたいという方もいらっしゃいますので、そのような想いに応えるため、地域の伝統行事の継続、積極的な情報発信を行ってまいります。 なお、避難指示解除に伴う補償はありません。
59	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(7) 先ず、町民との意見交換を何度も行い、町長はそれらの意見に従うべきだが如何か。(※原文ママ)	町では定期的に町政懇談会を開催するなど、町民の方との意見交換の場を設けているほか、個別に意見・要望等がある方については担当部署において個別に丁寧に対応しております。
60	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(8) 井戸川町長を不信任した理由は、町民との対話が無いということだったが、伊澤町政は町政懇談会を挙げているがこれは誤解であるが如何か。(※原文ママ)	上記(7)と同様に、町では定期的に町政懇談会を開催するなど、町民の方との意見交換の場を設けているほか、個別に意見・要望等がある方については担当部署において個別に丁寧に対応しております。
61	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(9) 町政懇談会は純粋に町執行部と町民の直接対話にあるので、外部の人間を連れてくると、話しにくいという雰囲気を作っているが、これを辞めるべきではないか。(※原文ママ)	町政懇談会は、町民の方に対して町の施策や状況等を説明する場でもあるため、場合によっては国や県の方が同席し説明することもあります。また、町執行部以外の方が説明する場面が無くても、国や県などの方には町民の方の意見や要望を直接聞いていただきたいと考えているため、傍聴することがありますのでご理解願います。なお、今後の懇談会開催にあたっては、ご意見を参考にさせていただきます。
62	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(10) 町は区長会で、はかりごとをしているが、区長は大字会で意見の集約を行っていないので、代弁していないのでやめるべきだ。(※原文ママ)	「町は区長会でばかりごとをしている」とのことですが、町が町行政区長会で施策の決定をしている訳ではなく、町の復興施策について理解を深め、今後の施策に活かしていくために行政区の代表である行政区長に対して、町からの復興状況や課題について説明し、ご意見やご質問をいただいているものです。
63	10	9月30日	郡山	5. まとめて質問すると以下のようなになる	(11) 原子力損賠償紛争審査会(郡山市内会場の時)において、双葉町長として、紛争が起きていないときになぜ中間指針を作ったのかと、能見会長に質したことがある。そして、月額10万円の根拠を聞いたら、東電がすぐに支払える金額として10万円とした。この10万円は最低金額で、上限を示したものではないと答えている。伊澤町長は賠償基準の見直しを迫っていると聞いたが、原発事故の損害額の計算は、昭和58年度外務省の委託事業で、1984年2月財団法人日本国際問題研究所が「原子炉施設に対する攻撃の影響に関する一考察」があるがご存知だろうか。また、日本エネルギー法研究所の議論も参考にされて、国に言い負かされないよう頑張つて、国に賠償の増額を勝ち取って頂きたい。これは強い要望である。(回答不要)尚、このエネルギー法研究所のどこかで見したが、月額10万円を半年過ぎたら5万円にするということが書かれているので、ご覧いただきたい。(※原文ママ)	貴重なご意見を参考にさせていただきます。



64	11	9月30日	下条	要望書	<p>避難指示が解除された場合、元の生活に戻れるのか心配だ。(※原文ママ)</p> <p>【放射線量】 令和3年9月6日に提出された双葉町放射線量等検証委員会の中間報告によれば、「特定復興再生拠点区域全域での放射線量の低減状況について、本委員会で検証した結果、準備宿泊するにあたっては、放射線量は十分低減していると判断する」とされています。 同中間報告においては、特定復興再生拠点区域における除染の効果として、全地目平均では地表から100センチメートルの空間線量率が1.71マイクロシーベルトパーアワーから0.63マイクロシーベルトパーアワーに低減(低減率63パーセント)と示されています。 森林や道路の一部で空間線量率がまだ高いところもありますが、生活圏については、引き続き環境省によるフォローアップ除染を進めてまいります。 なお、政府は長期目標として、個人の追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指しており、その実現に向けて総合的・重層的に放射線防護策を講じていくとしています。</p> <p>【生活環境】 インフラ復旧は現在進めているところです。 生活関連サービスについては近隣町で再開された施設等をご利用いただくこととなりますが、町内でもサービスの提供ができるように、調整を進めているところです。</p> <p>【準備宿泊】 元の生活に戻れるかご懸念されている方には、今回ご提案させていただく準備宿泊制度を活用して、お試して双葉町での生活をしていただくことは可能です。 準備宿泊されている方をお伺いして、より安心して生活いただけるような支援策を検討してまいります。</p>
65	11	9月30日	下条	要望書	<p>医療費の負担免除や高速道路通行料の無料化措置はいつまで続くのか。(※原文ママ)</p> <p>原子力災害被災地域に係る医療保険・介護保険の保険料(税)・窓口負担は、国による財政支援の延長により全額免除となっております。避難指示解除から相当期間が経過している地域でも免除措置が継続されており、双葉町では、この減免措置の継続を国へ強く要望しております。また、現在の高速道路の無料措置については、令和4年3月末までとなっております。 町では国に対し、「長期の避難生活を余儀なくされている町民に対して現在行われている生活支援策について、他地域との復興の進捗状況の大きな差を考慮し、特に高速道路の無料措置の継続、医療費の一部負担金、国民健康保険税等の減免等の継続、被災者生活再建支援金の申請期間の延長等について、特段の配慮を行うこと。」を強く要望しており、今後も避難が長期化している町民の皆さまの各種生活支援策の延長継続を求め続けていきます。</p>
66	11	9月30日	下条	要望書	<p>避難指示が解除できる根拠はどこにあるか示してほしい。(※原文ママ)</p> <p>原子力災害対策本部長による避難指示は、原子力災害対策特別措置法第15条第2項第1項に基づく緊急事態応急対策を実施すべき区域について設定され、区域再編は改正前原子力災害対策特別措置法第20条第5項に基づき、原子力災害対策特別措置法第15条第2項第1号及び第3号に掲げる事項を変更する旨の公示がなされるとともに、緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるとして、改正前原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、関係市町村長に対してその旨の指示が行われました。 避難指示は、原子力緊急事態宣言後に行う緊急事態応急対策のひとつですが、その解除について、改正前原子力災害対策特別措置法第20条第5項及び原子力災害対策特別措置法第20条第2項に基づき、原子力災害対策本部で決定した解除の3要件が充足された地域において行うもの。 具体的には、 ①空間線量率で推定された積算線量が年間20ミリシーベルト以下 ②日常生活に必須なインフラや生活関連サービスが概ね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること ③県、市町村、住民の方々との協議 の3点の要件が概ね充足することになれば、原子力災害対策本部において避難指示区域の解除が決定されます。 なお、避難指示解除により、帰還を強制するものではありません。</p>

67	12	9月30日	郡山	—	放射能の件については、たくさんの方がたくさんの意見等があると思いますので、私からの質問と言うか、お願いですが、タブレットの修理受付終了したのかお知らせというのがありました。タブレットはいつまでお借りできるのですか？別の機種に変えていただくなどの予定はありますか？コミュニティ広場を多く活用させてもらってます。(※原文ママ)	町民の方へ貸与しているタブレット端末は、令和3年10月末で製造メーカーによる修理が終了しましたが、今お使いのタブレットが故障した場合には交換修理することにより対応しておりますので、もし故障された場合には「ふたばアプリサポートセンター」へご連絡願います。また、タブレットは令和5年3月まではこれまで同様に貸与する予定ですが、それ以降については協議検討しており、町民の方がお持ちのスマートフォンやタブレット端末に町が用意するアプリをダウンロードして活用していただくことを検討しております。
----	----	-------	----	---	---	--